

第3版はしがき

9年前に刊行された本書第2版は、幸いにも建築訴訟に関心のある方の多くの需要に応えることができ、品切れの状態になり増刷の要望も多く寄せられた。ちょうどそのタイミングで、平成29年（2017年）には、本書のテーマである建築訴訟にかかわる基本的な法律である民法が、債権法の部分を中心に改正された（「民法の一部を改正する法律」平成29年6月2日法律第44号）。明治29年（1896年）制定以来、約120年ぶりの大改正である。この改正民法は令和2年（2020年）4月1日から施行された。

改正民法の中でも建築訴訟に特にかかわりが深い分野が建築瑕疵をめぐる民事責任の分野である。従来、瑕疵担保責任として民法に規定されていたものが、契約内容不適合責任として新たな規定が設けられた。権利行使期間にかかわる消滅時効制度も大きな改正を受けている。

第2版は平成30年に増刷されたが、この民法改正に伴う全面的な改訂作業を短期間に行うことは困難であった。そこで取りあえず、平成29年の改正民法が建築訴訟にどのようなかわりをもつのかを全体的に概観した記述を、「第2版増刷にあたって」という形で行うことにし、全面的な改訂作業は、少し時間をかけて行うことにした。その成果を今回、本書第3版として刊行する次第である。

改正民法が施行されて間もなく、さまざまな論点についての判例法理が確立していくのはしばらく時間がかかるであろう。本書は民法改正前の判例法理の到達点を踏まえたうえで、改正民法のあるべき解釈論にも踏み込んだ問題提起も行っている。建築訴訟に関心のある諸氏にとって、有意義な指針を提供できたとすれば幸いである。

なお第3版の刊行にあたり、執筆者諸氏には、多忙な中で、施行間もない改正民法に全面的に対応する執筆作業を迅速に行っていただいた。そして民事法研究会代表取締役の田口信義氏と編集部の中丸和宏氏の多大なご尽力がなければ本書は刊行できなかった。ここに厚く感謝申し上げたい。

第3版はしがき

令和4年10月

編者 松本 克美
同 齊藤 隆
同 小久保孝雄

第2版はしがき

本書が出版されて4年余りが経過した。建築訴訟についての法理論、裁判実務の基本とその最新の状況を、研究者、現役裁判官、弁護士が分担執筆するというまさに専門訴訟講座ならではの本書の特色は、幸いなことに多くの方の需要に応えることができたようで、初版はすでに品切れ状態となり増刷の要望も多く寄せられている。

ところで、この4年の間には、建築瑕疵をめぐる建築施工者等の不法行為責任や建替費用相当額の損害賠償請求訴訟での居住利益の控除の可否、建築基準法違反の建築請負契約の公序良俗違反性など、重要な問題で最高裁判所の判決が相次いで出され、新たな下級審裁判例も多く蓄積されてきている。そこで、それらの最新状況を反映するために、ここに第2版を出版することになった。

建築訴訟にかかわる法理論、裁判実務をめぐるっては、他の分野と同様、各論点について、判例がまだなかったり、あるいは判例の射程距離をめぐる見解が対立するような問題も多々存在する。そのような論争的な論点について、本書の執筆者間で何か統一見解をまとめているわけではないし、また、それを一つの見解にまとめようとする自体が不適切ともいえよう。そのため、同一論点について、執筆者によって見解を異にする部分があることもあり得る。読者には、まさにそのような論点こそが、現在、法理論、裁判実務上、最も先鋭になっている論点であると考えていただければ幸いである。

第2版の出版にあたって、民事法研究会代表取締役の田口信義氏と編集担当の安倍雄一氏に並々ならぬご尽力をいただいた。ここに厚く御礼申し上げたい。

平成25年2月

編者 松本 克美
同 齋藤 隆
同 小久保孝雄

は し が き

新民事訴訟法が施行されてから10年が経過し、その指向する争点中心型審理は実務に定着したといえよう。弁論準備手続を中心とする争点整理手続の活用により、当事者双方が自覚的に争点を絞り込み、無駄のないスピーディな訴訟活動を行うことにより、適正かつ迅速な審理が相当程度に実現されており、その成果は、平均審理期間の著しい短縮化に表れている。しかし、そのような一般的な傾向とは異なり、審理および判断に専門技術的知見を要するいわゆる専門訴訟については、必ずしも順調に処理されているとはいえないとの指摘がされており、この種の訴訟の審理方式の改善・進化が現在の民事実務の最大の課題であるといつて差し支えない。そして、建築訴訟は、その審理および判断に際して建築技術に関する専門的知見が必要とされ、手続の中でどのようにして建築専門家を活用するかが円滑な審理を実現するためのキーポイントであることから、専門訴訟の典型として位置づけられている。司法制度改革審議会の意見書や最高裁判所事務総局による裁判の迅速化に係る検証に関する報告書においても、建築訴訟が審理および判断の困難な訴訟の典型として取り上げられているのも、このような事情を反映しているといえることができる。

建築訴訟が注目を浴びているもう一つの理由は、欠陥住宅問題や耐震強度偽装問題のように社会の耳目を集める事件が起きて、消費者が重大な損害を被り、その救済のために訴訟が利用され、迅速な解決が強く要求される事態となっていることがあげられる。いうまでもなく建物は、消費者にとって極めて高価な買い物であり、請負契約における施主や売買契約における買主が契約の目的物に欠陥があると認識してその解決を訴訟に求めた場合には、強いインセンティブをもって訴訟活動をすることになり、適切な専門的知見の導入方法を含めて審理方式について特段の配慮をしないと円滑な進行を図ることはできない。

ところで、建物の建築をめぐる紛争は、民事事件として処理されるのが通

常であるが、建築に関する行政的規制が問題となる場合には行政事件として取り扱われることもある。また、民事的にも契約法と不法行為法の双方にまたがり、種々の法律問題を抱えているので、訴訟における争点も多様である。したがって、建築訴訟の本質を理解してその適切な解決方法を検討するに際しては、まず建築をめぐる実体法的な規制および法律問題を正しく理解し、それを前提としたうえで、問題点について速やかな審理を遂げるための手続法的な考慮をし、さらに、その審理および判断のバックボーンとなる訴訟物および要件事実についても押さえておかなければならない。そこで、本書においては、「専門訴訟講座」の統一的な方針ののっとり、第1部で「建築訴訟の法理」として建築訴訟において取り上げられる実体法上の諸問題について基礎的な面からの解説を加え、第2部で「建築訴訟の実務」として審理上考慮すべき事項について実務的な面から説明し、第3部で「建築訴訟の要件事実と裁判」として種々の法律構成における要件事実の構造と分類について考え方を提示している。このような趣旨から、第1部の編集は民事法の研究者である松本克美が、第2部および第3部の編集は民事訴訟の実務家である齋藤隆と小久保孝雄があたり、執筆はそれぞれの担当項目に造詣が深い研究者および実務家が分担した。論述の方法については、細部についてまで指定しておらず、各執筆者の方針を尊重したため、必ずしも統一されていないが、性質の異なる多様なテーマを扱っているためやむを得ないものとの理解をお願いしたい。

本書の読者としては、主として裁判所および当事者（訴訟代理人）の立場で建築訴訟に関与している方々を対象としているが、もとより実務家としての基礎的な理論および技術を修得中の司法修習生および法科大学院生にとっても専門訴訟審理の実際を知るために有益であると考えている。本書が理論と実務の架け橋となり、建築訴訟の適正かつ迅速な処理に少しでも役立てば幸いである。

最後に、本書の刊行を企画され、編者および執筆者のために多大な尽力をされた民事法研究会代表取締役の田口信義氏および編集部の安倍雄一氏に厚

はしがき

く御礼申し上げたい。

平成21年3月

編者 松本 克美
同 齋藤 隆
同 小久保孝雄

第1部

建築訴訟の
法理



第1章

建築訴訟の意義と法的構造

I はじめに

建築をめぐる訴訟は、私法上の権利義務関係をめぐり争われる訴訟（建築民事訴訟）と、公法上の規制をめぐる争われる訴訟（建築行政訴訟）とに大別される。後者については、建物の建築や改築・増築が周辺の環境に影響を与えることによって環境紛争が生ずることがあるが、これについては、別巻が予定されているので、本巻では、建築工事段階における行政上の訴訟を中心に第4章で取り上げる。

また、建築紛争の意義と特質は、後述第2部第1章で、建築紛争の詳細な類型は、第2部第2章で取り上げられるので、ここでは次章の建築瑕疵訴訟について検討するうえで必要な限りで、基本的な概観をしておくにとどめる。

II 注文建物紛争と購入建物紛争

建築民事訴訟は、紛争当事者間の法律関係がどのようなものであるかによって、適用されるべき法規範も異なってくる。特に重要なのは、建築を注文した注文者（建築主―施主）と建築工事を請け負った請負人との争い（注文建物紛争）なのか、建物を購入した買主と建物を売却した売主との争い（購入建物紛争）なのかである。前者であれば、請負契約上の権利義務の問題となり（民632条以下）、後者であれば、売買契約上の権利義務の問題となる（同法555条以下）。

Ⅲ 建築瑕疵（契約内容不適合）紛争

建築民事紛争の多くは、注文した、あるいは購入した建物の瑕疵（契約内容不適合）をめぐる紛争である。瑕疵（契約内容不適合）とは何かについては、後に詳述されるが、ここでは、「瑕疵（契約内容不適合）」とは、建物としての通常の品質に欠ける場合および契約で特に定めた品質を欠く場合としておく。日常用語では、欠陥といわれる問題である。建築瑕疵紛争をめぐるのは、次のような法的問題が生じうる。

1 注文建物と建物の瑕疵（契約内容不適合）

注文建物における注文者と建設工事の請負人との法律関係は、請負契約によって設定される。請負契約においては、請負人が仕事完成義務を負い、仕事を終了し、かつ、仕事の目的物（建物）を引き渡した時点で報酬支払請求権を行使できるのが原則である（民632条）。仕事が終了し、一応完成したと思われる建物の、何らかの不具合があった場合に、これが、建物の未完成と評価されるならば、仕事完成義務の不履行という債務不履行責任の問題となり、注文者は、仕事完成義務の履行を請負人に請求できるという問題となる。また、仕事が未完成ならば、特約がない限り、注文者はまだ報酬支払義務を履行しなくてよいことになる。

他方で、仕事は完成したが瑕疵（契約内容不適合）があったという場合には、請負人の契約内容不適合責任（改正前民法では瑕疵担保責任）の問題が生じ、注文者は瑕疵（契約内容不適合）の修補（修繕）や修補に代わる、あるいは修補とともにする損害賠償請求、代金減額請求などの問題が出てくる（民559条、新民562条以下、415条）。また、この場合、請負代金に未払分があると、注文者は、瑕疵（契約内容不適合）を修補するまで、あるいは瑕疵（契約内容不適合）修補に代わる損害賠償をするまで残代金を支払わないという同時履行の抗弁権を主張できる（新民533条）。

なお、改正前民法は、建物が完成して契約目的を達成できないような重要な瑕疵がある場合でも、注文者は請負契約を解除できないと規定していた（旧民635条ただし書）。

改正民法はこの規定を削除したので、建物の契約内容不適合（瑕疵）が重大で修補も不能のような場合には、請負契約を解除することは可能である（民559条、新民564条、542条）。

改正前民法の下では、発注した建物が完成していれば、注文者は請負代金の履行義務を負い、また仮に建物に瑕疵があったとしても、それは瑕疵担保責任の問題となり、かつ、契約は解除できないことになっていた¹ので、そもそも当該建物が完成しているのかが争点となる訴訟も多かった。

2 購入建物と建物の契約内容不適合（瑕疵）

購入した建物に「契約内容不適合」があると、売主に売買契約上の契約内容不適合責任が発生し、買主は売主に瑕疵修補や代金減額請求、損害賠償を請求できるほか、瑕疵修補が不能の場合には契約の解除をして、代金支払義務を消滅させたり、既払代金の返還を請求することができる（新民562条以下、415条、541条以下）。

3 契約当事者である請負人、売主以外の者に対する損害賠償請求

以上のように、注文ないし購入した建物に契約内容不適合があった場合、注文者が契約の相手方である請負人に対し、また買主が売主に対して損害賠償を請求することになる。しかし、たとえ、注文者や買主の請求が裁判で認められたとしても、請負人や売主の資力が不十分で損害賠償を支払えないという場合もあり得る。なお、新築住宅の構造耐力上主要な部分および雨水の浸入を防止する部分の瑕疵についての建築業者たる請負人や宅建業者である

1 「完成」の基準については、第2部第2章第4節I参照。

売主の瑕疵担保責任の履行を確保するための保険制度が新設され、平成21年10月1日以降に引き渡される新築住宅については上記事業者による保険加入²または供託が義務づけられている。

(1) 建物の瑕疵（契約内容不適合）の発生に関与した者への請求

購入建物の瑕疵（契約内容不適合）の場合に、当該瑕疵（契約内容不適合）のある建物を建築した建築業者が、その建物の売主も兼ねている場合でなければ、瑕疵をつくり出した建築業者と建物買主との間には、直接の契約関係がないことになる。この場合に、建物買主が建物建築業者を相手どって不法行為³に基づく損害賠償を請求することがあり得る。

また、注文者や買主と直接の契約関係がない建築士に対して、その設計、監理上の過失を理由に不法行為責任を追及することもあり得る⁴。

(2) 瑕疵（契約内容不適合）建物に関する請負契約、売買契約の成立に関与した者への損害賠償請求

例えば、注文者に建築資金を融資した金融機関が、瑕疵（契約内容不適合）ある建物をつくる手抜き工事をよくする業者であることを知りながら、それを隠して注文者にこの業者を紹介したような場合、あるいは、瑕疵（契約内容不適合）ある建物だと知りながら、あるいは知らないことに過失があつて、この建物の購入資金を融資した金融機関などに対して、注文者、買主が債務不履行責任ないし不法行為責任を追及することも考えられる（なお、建物の瑕疵に直接かかわるわけではないが、不動産建築資金の融資にあたって、計画どおりの建築が可能な物件であるかについての調査義務、顧客への説明義務が生じ得ることを指摘した重要判決として、最判平成18・6・12判時1941号94頁が注目される）。

2 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律。詳細は、国土交通省『逐条解説 住宅瑕疵担保履行法』参照。

3 第1部第2章第1節Ⅲ参照。

4 第1部第2章第3節参照。

IV 建物に契約内容不適合がない場合の紛争

1 追加工事と代金をめぐる注文建築訴訟

注文した建物に契約内容不適合がなかったとしても、追加工事の代金をめぐり紛争が生ずることがある。この場合、追加の指示の有無、内容、その場合の代金額などが争いになり得る⁵。

2 第三者との間に生ずる紛争

建物自体に契約内容不適合がなくても、建物が隣地の境界を侵害して建てられたとか、通行権を侵害したとか、あるいは第三者に日照、騒音、風害被害を発生させたなどとして、紛争が発生する場合があります。

V 第1部の構成

建築訴訟の法理を扱う第1部では、以上のような紛争類型のうち、まず、建築瑕疵をめぐる訴訟を、請負契約、売買契約の当事者に即して検討する(第2章)。建築士については、建築瑕疵(契約内容不適合)訴訟との関係で生ずる問題を第2章第3節で扱い、また、設計・監理契約の法的性質、報酬や設計図書の著作権の問題、請負代金や売買代金をめぐる訴訟などは、独立して扱った(第3章)。第三者との関係で生ずる紛争については、行政法的な観点(第4章)と民事法的な観点(第5章)のそれぞれから検討する。

5 詳細は、第2部第2章第4節Ⅲ参照。



第2章

建築瑕疵(契約内容不適合)

訴訟

第1節 請負人の法的責任

I 請負人の契約内容不適合責任

1 請負目的物の「契約内容不適合」(客観的契約内容不適合と主観的契約内容不適合¹)

建物の建築を発注する契約は、建物の建築という仕事の完成を一方当事者が他方当事者に依頼し、その建築物の完成に対して報酬を支払う契約であるから、請負契約である。民法は請負契約の目的物に契約内容不適合があるときに、請負人に契約内容不適合責任が発生することを規定している(民559条、562条以下)。

ここでいう「契約内容不適合」には、当該目的物が通常有する品質を欠く場合(客観的契約内容不適合——客観的瑕疵)と契約で特に定めた品質を欠く場合(主観的契約内容不適合——主観的瑕疵)とに整理することができる。このように契約内容不適合(瑕疵)を2つに分類するのではなく、いずれにし

1 従来の瑕疵概念と契約内容不適合概念の関係についての詳細は、松本克美「民法改正と建築瑕疵責任」立命375=376号2196頁以下参照。

でも契約で求められていた品質を欠く場合が契約内容不適合であるとして、後者に一元化して契約内容不適合概念を把握することも可能であろう。ただ、上記2分類をとると、契約内容が不明確であったとしても、少なくとも通常求められている品質を欠いていれば契約内容不適合があると判断されるし（客観的契約内容不適合）、また、たとえ通常求められる品質は備えているとしても、契約で特に定めた品質を欠く場合には、やはり契約内容不適合があると判断できる（主観的契約内容不適合）わけであるから、論点を整理するうえで2分類のメリットはあるといえよう。

その他、どのような場合に契約内容不適合（瑕疵）が認定されるかという実務上の問題点の詳細は、第2部第2章第4節Ⅱを参照されたい。

2 契約内容不適合責任の成立時期と権利行使期間

改正前民法は、瑕疵担保責任に基づく権利行使期間（建物の種類により5年ないし10年）の起算点を、仕事が「終了」したことを前提に（旧民637条2項）、目的物を「引渡し」した時としていた（旧民638条）。建築工事過程が一応終了していれば、仕事は「完成」したとするのが判例なので（東京高判昭和36・12・20高民集14巻10号730頁）、注文建物の瑕疵担保責任の有無の判断基準時は、仕事が「完成」して、目的物の「引渡し」がなされた時と解された。

改正民法でも契約内容不適合責任の成立時期は仕事の目的物である建物を注文者に引き渡した時が基準となる（新民636条）。注文者はその不適合を知ってから1年以内にその旨を請負人に通知しておかないとその不適合についての責任を追及できない（新民637条1項）。ただし、請負人が不適合を知り、または重大な過失によって知らなかったときはこの限りでない（同条2項）。また注文者の権利行使期間は契約内容不適合により請負人に権利を行使することができることを知った時から5年、知らなくても権利を行使することができる時（通常は引渡しの時）から10年である（民166条1項）。

3 契約内容不適合の担保責任と免責事由

請負契約上の契約内容不適合の担保責任（瑕疵（契約内容不適合）修補、追完、報酬減額請求）は、仕事の目的物の契約内容不適合を要件として成立する責任であり、請負人の帰責事由は不要である。したがって、請負人が契約内容不適合についての自己の無過失を主張・証明しても担保責任は免責されない。ただし、次のような場合には、免責の可否が問題となる。

(1) 請負人の担保責任の免責特約

民法は、請負人が担保責任を負わない旨の特約の有効性を前提としつつ、「知りながら告げなかった事実については、その責任を免れることができない」として、契約内容不適合について請負人が悪意であった場合には、たとえ担保責任免除の特約があったとしても、請負人は担保責任を負うとしている（民559条、新民572条）。

この点で注意を要するのは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、本書において「品確法」という）が適用される新築住宅である。

この法律は94条で、住宅を新築する建設工事の請負契約においては、請負人は、注文者に引き渡した時から10年間、住宅のうち構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分として政令で定めるもの（「住宅の構造耐力上主要な部分等」）の瑕疵（＝契約内容不適合。構造耐力または雨水の浸入に影響のないものを除く）について、改正民法562条以下に規定する瑕疵担保責任を負うとし、また、同条2項で、「前項の規定に反する特約で注文者に不利なものは、無効とする」として強行規定としての位置づけをしている。したがって、この品確法94条が適用される場合には、この強行規定に反する免責特約は無効となる。

(2) 注文者の提供した材料・指示の不適切

民法は、請負人の契約内容不適合責任を、「契約内容不適合が『注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によって生じた不適合を理由として』は追及できない」とする（新民636条本文）。この場合は、不適合をつく

〈編者略歴〉

松本克美（まつもと かつみ）

立命館大学大学院法務研究科特別任用教授

（略歴）

昭和54年3月 早稲田大学法学部卒業

平成元年4月 早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程満期退学

平成元年4月 神奈川大学短期大学部法学科専任講師、同助教授を経て

平成10年4月 立命館大学法学部教授

平成16年4月 立命館大学大学院法務研究科教授

令和4年4月 立命館大学大学院法務研究科特別任用教授

ドイツ・フライブルク大学（平成5年～6年）、フンボルト大学（平成18年12月～平成19年2月、平成20年～21年）、ソウル大学（平成19年3月）にて、在外研究。

（主な著書・論文）

『時効と正義』（単著・日本評論社）

『続・時効と正義』（単著・日本評論社）

『現代の都市と土地私法』（共著・有斐閣）

「建物の安全性確保義務と不法行為責任」立命館法学337号など。

本書第1部第1章、第2章、第3章第2節・第3節担当

齋藤 隆（さいとう たかし）

弁護士・慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授

（略歴）

昭和48年3月 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

昭和49年9月 司法試験第2次試験合格

昭和50年3月 慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程修了

昭和52年4月 裁判官任官。東京地裁八王子支部判事補，秋田地裁判事補，大阪地裁判事補，山形地裁酒田支部判事補，東京地裁判事，東京法務局訟務部付（検事），東京地裁判事（東京高等裁判所職務代行），長野地裁民事部部総括判事，東京地裁民事第49部（通常部）部総括判事，同第22部（調停・借地非訟・建築事件部）部総括判事，同第21部（民事執行センター）部総括判事を経て

平成20年3月 釧路地方・家庭裁判所長

平成22年4月 札幌地方裁判所長

平成23年8月 東京高等裁判所部総括判事

平成27年 8月 定年退官
平成27年 9月 弁護士登録（第二東京弁護士会所属）
平成28年 4月 慶應義塾大学大学院法務研究科客員教授
（主な著書）

『建築関係訴訟の実務〔三訂版〕』（編著・新日本法規出版）
『民法Ⅰ 債権総論・契約（民事要件事実講座第3巻）』（共編著・青林書院）
『民事執行（リーガル・プログレッシブ・シリーズ4）』（共編著・青林書院）
『不動産関係訴訟（専門訴訟講座5）』（共編著・民事法研究会）
『裁判官の視点 民事裁判と専門訴訟』（共著・商事法務）
本書第2部第1章担当

小久保孝雄（こくぼ たかお）

京都大学大学院法学研究科教授
（略歴）

昭和50年 3月 広島大学政経学部法律政治学科卒業
昭和53年10月 司法試験第2次試験合格
昭和54年 4月 広島大学大学院法学研究科修士課程修了
昭和56年 4月 裁判官任官。大阪地裁判事補、大分地家裁判事補、千葉地裁判事補、大阪法務局訟務部（検事）、大阪地裁判事、東京地裁判事、司法研修所教官（第2部）、大阪地裁第11民事部（通常部）部総括判事、同第10民事部（建築・調停部）部総括判事、同第6民事部（倒産部）部総括判事、同第1民事部（保全部）部総括判事を経て
平成23年 5月 大阪地方裁判所長代行者・大阪簡易裁判所司法行政事務掌理者
平成23年12月 大阪地方裁判所長代行者
平成24年11月 裁判所職員総合研修所長
平成26年 8月 京都地方裁判所長
平成28年 5月 高松高等裁判所長官（平成29年 8月31日限り定年退官）
平成29年 9月 広島大学大学院法務研究科顧問教授（平成30年 3月31日任期終了）
平成30年 4月 京都大学大学院法学研究科教授

（主な著書）
『建築訴訟（リーガル・プログレッシブ・シリーズ14）』（共編著・青林書院）
『新基本法コンメンタール民事再生法』（共編著・日本評論社）
『新基本法コンメンタール破産法』（共編著・日本評論社）
『民事訴訟における事実認定（司法研究報告書59輯1号）』（共著・法曹会）
『最新民事調停事件の申立書式と手続〔補訂版〕』（共著・新日本法規）
本書第3部はじめに、第1章第1節Ⅰ担当

●執筆者一覧●

(執筆順)

〈第1部〉

松本 克美 (立命館大学大学院法務研究科特別任用教授) 第1章、第2章、
第3章第2節・第3節

花立 文子 (元白鷗大学法学部教授) 第3章第1節

田村 泰俊 (岩手県立大学客員教授) 第4章

鎌野 邦樹 (早稲田大学大学院法務研究科教授) 第5章

〈第2部〉

齋藤 隆 (弁護士・ひかり総合法律事務所) 第1章

古谷恭一郎 (文部科学省研究開発局原子力損害賠償紛争和解仲介室室長) 第
2章

田中 昭人 (弁護士・ロデム総合法律事務所) 第3章

石村 智 (大分地方裁判所判事) 第4章第1節・第2節

日下部克通 (横浜家庭裁判所判事) 第4章第3節

西森 政一 (東京地方裁判所立川支部判事) 第4章第4節Ⅰ～Ⅳ

中原 隆文 (長崎地方・家庭裁判所佐世保支部判事補) 第4章第4節Ⅴ～Ⅶ、
第5章

〈第3部〉

小久保孝雄 (京都大学大学院法学研究科教授) はじめに、第1章第1節Ⅰ、
付章

坂上 文一 (大阪高等裁判所判事) 第1章第1節Ⅱ・第2節・第4節・第5
節

山地 修 (大阪法務局長) 第1章第3節・第6節

徳岡由美子 (京都家庭裁判所長) 第2章

谷村 武則 (大阪地方裁判所判事) 第3章

濱本 章子 (鹿児島地方・家庭裁判所長) 第4章

(所属は、令和4年10月現在)

【専門訴訟講座②】建築訴訟〔第3版〕

令和4年11月30日 第1刷発行

定価 本体9,000円 + 税

編者 松本克美・齋藤 隆・小久保孝雄
発行 株式会社 民事法研究会
印刷 藤原印刷株式会社

発行所 株式会社 民事法研究会

〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕TEL 03(5798)7257 FAX 03(5798)7258

〔編集〕TEL 03(5798)7277 FAX 03(5798)7278

<http://www.minjiho.com/> info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。

ISBN978-4-86556-526-3 C3332 ¥9000E

カバーデザイン：袴田峯男